

資料 6

水産基準値案と水産 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水産基準値案及び水産 PEC の関係

(単位：μg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC		非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier1	Tier2
イソキサチオン	0.020	—	—	—	0.011
キャプタン	2.6	—	—	0.21	—
クロルピクリン	0.078	—	—	—	0.00015
シクロピリモリレート	690	5.3	—	—	—
ジベレリン（ジベレリンA ₃ として）	9,400	—	—	0.0020	—
ピラゾキシフェン	89	60	0.076	—	—
2, 4-Dイソプロピルアミン塩、 2, 4-Dジメチルアミン及び 2, 4-Dナトリウム塩一水化物 (2, 4-Dとして)	9,800	3.6	—	0.050	—

網掛け：水産基準値案の10分の1以上のPEC

2. 基準値設定後の対応

水産 PEC が水産基準値案の10分の1未満になることが確認できなかったイソキサチオンについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、これら農薬の使用が多い都道府県において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。